

第3章 明細書の記載要件

I. 従来 の 制度 と その 問題 点

従来の特許法第36条に規定する明細書の記載要件は、昭和34年に現行特許法が制定された際に規定されて以来、昭和50年の多項制の導入及び昭和62年の改善多項制の導入により制度の国際的調和を図るための改正がされたものの、その基本的考え方は見直されていない。

しかしながら、近年の技術革新の進展に伴い、特許保護の対象となる発明の内容は多様化してきており、従来の規定に従って発明を記載させることが必ずしも発明内容を的確に開示することにならない事例も出てきていた。

また、従来の明細書の記載要件の規定は、欧米諸国の法令や TRIPS 協定、WIPO 特許ハーモナイゼーション条約案の規定とも異なる内容となっており、制度の国際調和の観点からもその見直しが必要となっていた。

このため、工業所有権審議会答申では、従来の明細書の記載要件を技術の多様化に対応できるよう改正し、国際的にもより整合のとれたものにすることが必要とされた。

II. 改正の概要

工業所有権審議会答申において示された考え方に沿って、今回の改正法では、発明の詳細な説明及び特許請求の範囲の記載要件について、以下のような改正が行われた。

- ①発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、当事業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならないこととした。

- ②特許請求の範囲には、特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならないこととした。
- ③特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明確であり、かつ、その記載が簡潔でなければならないこととした。
- ④実用新案登録出願の明細書の記載要件についても、特許法と同様の改正を行った。

III. 審議会答申の概要

審議会答申においては、特許法第36条に規定する明細書の記載要件に関し、その改正の必要性が詳細に提言されている。このため、本節では、改正条文の解説を行う前に、審議会答申に示された改正の必要性の概要を紹介する。

1. 発明の詳細な説明の記載要件

特許制度の趣旨は、「発明を開示する代償として一定期間排他的独占権を与える」というものであり、従来の特許法第36条第4項においては、発明の詳細な説明において発明の開示を行うことが求められていた。

同項では、当事業者が発明を容易に実施できる程度にその発明の目的、構成及び効果を記載すべき旨規定されているが、この点につき最近の技術開発の状況や欧米の制度及び運用を踏まえつつ検討すると、以下のような問題が生じていた。

(1) 技術の多様化への対応の必要性

上記のような「発明の詳細な説明」の位置づけからすれば、そこでは第三者がその発明を明確に把握できるように記載されていることが必要である。

この観点からすれば、多様な技術開発成果を第三者に分かり易く記載するためには、記載の自由度を担保する必要がある。例えば、以下のような発明については、発明を目的、構成及び効果という観点から記載させる必要は必ずしも

ない。

- ①発明の目的、効果としては、従来技術の問題点の記載を求めることが多いが、従来技術と全く異なる新規な発想から開発された基本発明の場合には、そもそも従来技術の問題点の解消のために開発したわけでもなく、発明の目的や効果という観点の記載はなじまない。こうしたものは発明の具体的な構造、製法、その作用等を詳細に述べれば十分であり、開発時において念頭にない目的や効果の記載を求めることは必要がないだけでなく、基本発明の内容を矮小化することにもなりかねない。
- ②試行錯誤の結果の発見に基づくような発明（例えば、新規化学物質やバイオ技術の成果物等の一部）については、目的や効果の観点からの記載の代わりにその構造、用途、製法や有用性といった観点から発明を記載する方が発明を理解し易いケースも少なくない。
- ③また、発明によっては、目的（課題）についての明示的記載がなくても一般的に発明の作用等の記載から目的（課題）が理解できる場合は多く、効果についても、目的（課題）や発明の作用等の記載から理解できる場合が多い。

このような事情から、平成5年に改訂された審査基準では、「効果」について特段の記載がなくとも、発明の構成等についての記載を参酌すれば当業者が容易に発明の効果を理解できる場合については、それらの記載を求めないこととするなど、弾力的運用を行うこととしたところである。このように、従来の法律上の規定と実際の運用との間では若干の乖離が生じつつあった。

(2) 国際的ハーモナイゼーションの必要性

TRIPS 協定や WIPO 特許ハーモナイゼーション条約案においては、発明の詳細な説明では「当業者が実施できる程度に発明を明確かつ十分に開示しなければならない」とされている。

また、WIPO 特許ハーモナイゼーション条約案の規則においては、イ) 有利な効果がある場合には記載できる（効果の記載は任意）、ロ) 課題及び課題解決

手段を理解できるよう記載すれば、課題についての明示的な記載がなくても足りるとされているとともに、ハ) 他の表現方法が、よりよく発明を理解する上で適切な場合には他の記載方法も許容されるとされ、その他の要件を課することは禁止されている。

欧州特許条約は、WIPO 特許ハーモナイゼーション条約案と同様の規定となっている(第83条及び第27規則)。米国でも、発明の詳細な説明には当業者が実施可能なように発明を記載することが法律要件となっており、目的や効果の記載は法律上の義務とはなっていない(特許法第112条)。

TRIPS 協定及び WIPO 特許ハーモナイゼーション条約案における発明の詳細な説明の記載要件に関する規定については、これまでの交渉経過において、ほぼ国際的に合意が得られており、本規定の考え方が世界的標準となるべきものと考えられる。従って、我が国としてもこれらとの整合を図ることが必要となっている。

なお、我が国における発明の詳細な説明に係る記載の規定は、併せて導入をすることが適当とされている外国語書面出願制度との関係でも問題が生じる可能性がある。すなわち、同制度は、欧米で出願を行った者に対しその出願と基本的に同じ内容、同じ原語の明細書によって我が国への出願日を確保することを認めるものである。ところが、発明の詳細な説明の記載要件が欧米と異なる現状では、例えば、当業者にとって実施が可能な記載であっても、目的及び効果の明示的な記載のない出願については、欧米においては適正な出願であるにもかかわらず、我が国に対して英語により出願をする際には目的及び効果の記載を追加した英文明細書とすることが必要になるなど、我が国の出願日の確保に際して新たな労力が必要とされ、外国語書面出願導入の趣旨が生かされないこととなる。

(3) 補正の範囲の適正化等との関係における対応の必要性

平成5年の一部改正では、明細書及び図面の補正について、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内でしなければならないこと、す

なわち新規事項の追加をしてはならないこととした欧米と同様の規定を導入した。ところが、他方で発明の詳細な説明の記載要件については依然として、欧米では義務とされない目的、構成及び効果に基づく記載が要求されているため、次のような不都合が生ずる可能性がある。

- ①例えば、当初明細書に実施可能に記載されているが、目的、効果が記載されていない発明を特許請求の範囲に記載する補正をしようとした場合、目的、効果の記載の追加が新規事項の追加であるとして認められず、第36条の法律要件を満たすように補正することができない場合がある。審査過程でどのような発明を特許請求の範囲に記載する補正を行う必要があるかは、審査官の示す先行技術を検討してからでないと決定できないことが多く、予め当初明細書記載のすべての発明について目的、効果を明示的に記載しておくことは困難であることから、この点についての救済が強く求められているところである。
- ②更に、欧米で出願された案件について我が国に出願する場合に、欧米の出願では効果の記載等が要求されていないことから、我が国における出願当初の明細書に目的、効果等の明示的な記載がなされない場合もあるが、その場合において目的、効果の記載を追加する補正ができない（新規事項の追加とされる）ときは、実施可能な開示がなされていても第36条違反を回避できないことになり、出願人に酷であると考えられる。
- ③最後の拒絶理由通知後に特許請求の範囲の補正の代替手段として行う分割出願についても、同様の問題が考えられる。

2. 特許請求の範囲の記載要件

第36条第5項に規定されている特許請求の範囲（クレーム）は、発明の詳細な説明において開示した発明の中から、特許権として自ら保護を求める発明を明らかにするものである。

特許請求の範囲には、出願人が自ら保護を求める発明を自由に記載すべきものであるが、記載した内容には自ら責任を負うとともに出願人以外の者からは、

特許を受ける発明を明確化することが求められている。

従来の特許法では、イ)特許請求の範囲の記載は、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」との要件に加え、ロ)「特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項に区分してあること」が要件となっているが、こうした規定の下では次のような問題が生じていた。

(1) 作用的・方法的クレームの許容の必要性

特許請求の範囲には「発明の構成に欠くことができない事項」を記載することとされているが、基本的に「物」の発明における「構成に欠くことができない事項」は「物」で表現すべきものとされ、また、作用や方法は物の発明の構成に欠くことができない事項ではないと考えられているため、以下のような作用的、方法的記載は認められていない。

①請求項に記載された事項が単一の技術的手段からなる場合において、その技術的手段が機能的又は作用的に記載されている場合

②物の発明において、技術的手段が方法的に記載されている場合

しかし、情報関連技術（電子、通信、情報技術）等の発展に伴い、いわゆる技術のソフト化が進んだ結果、こうした分野における装置の発明については、構成に欠くことができない事項として装置の物理的な構造や具体的手段を記載するよりも、その装置の作用や動作方法などによって装置を定義する方が適切に発明を表現できる場合が多くなってきていた。

(2) クレームの記載の尊重の必要性

昭和62年の一部改正前の第36条第5項は「発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載しなければならない」との規定となっていた。このため、発明の詳細な説明に開示された事項のうち、発明の構成に欠くことができない事項と審査官が判断した部分については、特許請求の範囲に記載するよう求める実務も見られた。こうした我が国の実務に対しては、

諸外国から不当に特許請求の範囲を限定する要求であるとして批判がなされていた。

しかしながら、何をクレームするかということは出願人が自らの責任で決めるべきものであるから、クレーム記載の発明が明確であって、発明の詳細な説明に実施可能に記載されており、また新規性・進歩性等の特許要件を満たしていると判断される限り、審査官がクレームの範囲を変えよう指示するということが不適当であり、裁判所の判決においても、その旨が説示されているところである。このため、昭和62年改正法の下での改訂審査基準においては、「出願人が自らの意思で表現したクレームの記載を尊重する」旨を明確にしたところである。

しかし、昭和62年の一部改正後の特許法には「発明の構成に欠くことのできない事項のみ記載」との規定が存置されていたために、上記のように作用的又は方法的記載について拒絶理由が通知された場合、出願人は上位概念での記載（作用的、方法的記載）を、より限定された具体的手段での記載に変更せざるを得ないことがあるなど、結果としてクレームの限定を求めることになる場合が生じていた。

(3) 国際的ハーモナイゼーションの必要性

WIPO 特許ハーモナイゼーション条約案（第4条）においては、クレームの記載について主として以下のような要件が定められ、その他の要件を出願人に課すことは禁じられている。

- ①保護を求める事項を記載すること
- ②クレームは明確かつ簡潔であること
- ③クレームは発明の詳細な説明により支持されていること

また、欧米や PCT でも同様の規定となっている（欧州特許条約第84条及び米国特許法第112条その他の規則類）。

上記の状況を踏まえれば、従来の発明の詳細な説明及び特許請求の範囲のいずれの記載要件とも TRIPS 協定及び WIPO 特許ハーモナイゼーション条約

案における規定に則した形で規定を見直すことが適当と考えられる。

IV. 特許法の改正条文の解説

明細書の記載要件の改正は、この審議会答申において示された改正の必要性を踏まえたものである。以下に、特許法第36条の明細書の記載要件の改正及びそれに関連して改正された第37条、第49条、第126条等について解説する。

1. 明細書の記載要件

(特許出願)

第三十六条 (第一項から第三項まで略)

- 4 前項第三号の発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。
- 5 第三項第四号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることが妨げない。
- 6 第三項第四号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものではない。
 - 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
 - 二 特許を受けようとする発明が明確であること。
 - 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 - 四 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

(第七項略)

本条は、特許出願をする際に提出すべき願書、明細書等の記載要件について規定したものである。今回の改正では、明細書の記載要件について規定した旧第4項から旧第6項までが改正された。

(1) 発明の詳細な説明の記載要件

第4項は、発明の詳細な説明の記載要件について規定したものである。今回の改正では、審議会答申において提言されているように、あらゆる発明について目的、構成及び効果の記載を求めるのではなく、技術の多様化に対応した記載を可能とし、併せて制度の国際的調和を図るため、従来の「発明の目的、構成及び効果」の規定を削除した。

しかしながら、この第4項の改正は、発明を開示するという発明の詳細な説明の本来の機能を何ら変更するものではなく、発明の詳細な説明が明確かつ十分に記載されていることが、「発明を開示し、その代償として一定期間独占権を付与する」という特許制度の目的からみて重要であることに変わりはない。このため、法文上、発明を開示するにあたっての具体的内容として、目的、構成及び効果を規定しないが、発明の詳細な説明は、イ) 通商産業省令で定めるところにより、ロ) その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならないこととした。

従来の規定では、発明の詳細な説明においては、イ) 発明の目的、構成及び効果の記載を通じて、発明の技術的価値が把握され、ロ) 当業者が容易にその実施をすることができるような記載を求めていた。第4項では、イ) については、発明を把握するために具体的に何を記載すべきかは、技術の多様化に機動的に対応するため通商産業省令で定めることとした。また、ロ) については、従来と同様に、当業者がその実施をすることができるような記載とすべきことを規定した上で、制度の国際的調和の観点と踏まえ、発明の詳細な説明の機能

として従来から求められていた「明確かつ十分」という要件を明記することとした。

(補説) 第4項から「容易」の文言を削除した理由

今回の改正では、旧第4項の「当業者が容易にその実施をすることができる程度に」との規定から、「容易に」という文言を削除した。これは、各国制度や条約の具体的な規定には「容易に」の文言はないが、我が国の従来の運用と各国の運用を比較しても実質的な差異がないため、制度の国際的調和の観点から、法律の規定上も整合性をとることが適当と考えられたためである。

(参考) 発明を把握するための十分な記載の担保

審議会答申に至るまでの検討過程では、発明の詳細な説明において発明の目的、構成及び効果の記載を義務づけずない改正を行った場合には、発明の把握が困難となり、混乱が生じるのではないかと指摘がなされた。審議会答申では、この点について、改正を行ったとしても、発明を把握するための十分な記載を担保することは可能であり、以下の理由から混乱が生じることはないとしている。

- ①目的、構成及び効果の記載を義務づけずないとしても、多くの発明については、課題及び課題解決手段が記載されることから、発明の把握に支障が生じるとは考えられないこと。また、例外的に課題及び課題解決手段が記載されないケースについても、発明を把握できる記載がされるよう規則や審査基準で担保すれば、支障は生じないと考えられること。
- ②改正法と同様の規定である欧州特許条約においても、規則及び審査基準で記載の明確化を担保することにより、実務上、支障が生じていないこと。

(2) 特許請求の範囲の記載要件

第5項及び第6項は、特許請求の範囲の記載要件について規定したものであ

る。

第5項前段は、特許請求の範囲に記載すべき事項について規定したものであり、特許請求の範囲には、イ) 請求項に区分して、ロ) 各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない旨を規定したものである。

特許請求の範囲は、自らが発明した発明のうち、自らの判断で、特許を受けることによって保護を求めようとする発明について記載するものであり、この基本的考え方に変更はない。むしろこの点を明確とするため、「特許出願人が」特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項を記載すべきことと規定し、併せて従来旧第5項第2号と同様に、請求項に区分すべきことを規定した。

また、審議会答申において指摘されているように、「発明の構成に欠くことができない事項のみ」を記載すべきとの従来規定では、特許請求の範囲の記載が制約され、発明をより適切に記載できない場合が生じることもあった。このため、今回この規定を改正し、「特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべて」を記載する旨規定することによって、発明の構成にかかわらず、技術の多様性に柔軟に対応した特許請求の範囲の記載とすることを可能とした。

本項の規定は、特許請求の範囲には、イ) 特許出願人が自らの判断で特許を受けることによって保護を求めようとする発明について記載するものであり、ロ) そこに記載した事項は、特許出願人自らが「発明を特定するために必要と認める事項のすべて」と判断した事項であることを明確にするものであり、これにより、審査等における新規性、進歩性等の特許要件の判断の対象は、特許請求の範囲に記載された事項に基づき把握される発明であることがより明確となる。

また、特許請求の範囲は、特許出願人が「特許を受けようとする発明」について記載するものであるから、従来規定の下でも、特許後において、そこに記載した事項以外に必須の要件があるとか、記載した事項の一部は必須の要件

ではないなどの主張は許されていない。この点は、第5項の下でも同様である。

なお、本項は、特許出願人が特許請求の範囲の記載にあたって何を記載すべきかを規定することによって、上記のような特許請求の範囲の性格を明らかにしたものであるため、第6項とは異なり、拒絶、異議又は無効理由とはならない。この点は、第49条第4号の解説を参照されたい。

第5項後段は、旧第6項に相当する規定であり、各請求項に係る発明が同一となることを妨げない旨を規定することにより、同一発明について複数項記載できることを確信的に規定したものである。旧第6項の規定の趣旨を変更するものではないが、第5項前段に続いて規定したことに伴う形式的な文言の改正を行っている。

第6項は、特許請求の範囲の記載要件について規定したものである。今回の改正では、第2号及び第3号が改正されている。第1号及び第4号は条文移動に伴う形式的改正である。

特許請求の範囲の記載は、特許権の権利範囲がこれによって確定されるという点において重要な意義を有するものであるから、その記載は正確でなければならず、一の請求項から必ず発明が把握されることが必要である。

従来の特許法では、こうした機能は、「発明の構成に欠くことができない事項のみ」を記載させることにより担保していたが、新特許法においては、第6項第2号及び第3号の規定により引き続き担保し、併せて制度の国際的調和を図ることとした。

第2号は、こうした従来からの特許請求の範囲の機能を担保する上で中心となる規定であり、特許を受けようとする発明が明確でなければならない旨を規定したものである。本項の規定により、特許権の権利範囲を確定する際の前提となる特許請求の範囲の記載の明確性が担保されることになる。

なお、従来制度の下でも、特許請求の範囲の記載が、発明が明確に把握できないような不明瞭な記載であるときは、運用上記載不備として拒絶理由の対象としていたが、本号はこれを法律上明文化したものである。

第3号は、請求項ごとの記載が簡潔でなければならない旨を規定したもので

ある。特許請求の範囲の記載は、第70条第1項に規定されているように権利解釈にあたっての基礎となるものであるから、第2号の要件を満たすことは勿論のこと、第三者にとって理解しやすいように簡潔な記載とすることが適当である。このため、制度の国際的調和の観点をも踏まえ、請求項ごとの記載に必要な以上に重複した記載があるなど冗長であるときは、本号に基づき拒絶理由の対象とすることとした。

【関連する実用新案法の改正】

◆第5条（実用新案登録出願）

実用新案法においても、特許法と同様の観点から、考案の詳細な説明及び実用新案登録請求の範囲の記載要件について規定した旧第4項から第6項までを改正した。

2. 明細書の記載要件に違反する場合の拒絶の査定

（拒絶の査定）

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号の一に該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

（第一号から第三号まで略）

四 その特許出願が第三十六条第四項若しくは第六項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。

（第五号以下略）

本条は、特許出願の拒絶の査定について規定したものであり、明細書の記載要件の改正に伴い、第4号が改正された。

旧第4号では、第36条第4項若しくは第5項及び第6項に違反する場合を拒絶理由としていたが、今回の改正では第36条第5項を拒絶理由から除いた。

今回改正された第36条第5項の規定は、特許請求の範囲の記載にあたって、

何を記載すべきかを定めた規定であり、特許出願人が自らの判断で特許を受けることによって保護を求めようとする発明を記載するものであることを明確にしたものである。従って、特許出願人の意思にかかわらず、審査官が特許を受けようとする発明を認定し、その発明を特定するために必要と認められる事項のすべてが記載されているかどうかを判断することは適当でない。

第4号では、こうした理由から、同号の規定中より第36条第5項を削除し、同項に規定する「発明を特定するために必要と認められる事項のすべて」が記載されているかどうかは、拒絶理由の対象とはしないこととした。

なお、上記のような特許請求の範囲の性格、すなわち、特許出願人が自らの判断で特許を受けることによって保護を求めようとする発明を記載するものであることは、昭和62年の一部改正において既に明確にされている。また、これに対応した改訂審査基準においても、「出願人が自らの意思で表現したクレームの記載を尊重する」旨が示されている。本号の改正は、こうした従来の運用を変更するものではなく、従来の考え方をより明確に法律上規定したものとえよう。

これに対し、第36条第4項又は第6項の規定に違反する場合は、従来と同様に拒絶、異議又は無効理由となる。これは、第36条第5項とは異なり、第36条第4項は、特許による保護を与える前提として発明の詳細な説明による発明の開示を義務づける規定であり、第36条第6項の規定は、開示された発明について特許による保護を与えるとともに、特許権の権利範囲を明確とすること等を担保する規定であるからである。

3. 関連する改正事項

明細書の記載要件の改正により、第36条第5項から「発明の構成に欠くことができない事項」との規定が削除されたこと等に伴い、以下のような関連改正が行われた。

(1) 最後の拒絶理由通知後の明細書又は図面の補正の範囲

(願書に添付した明細書又は図面の補正)

第十七条の二 (第一項から第三項まで略)

4 前項に規定するもののほか、第一項第二号及び第三号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

(第三号、第四号及び第五項略)

本条は、出願公告前における明細書又は図面の補正について規定したものである。明細書の記載要件の改正に伴い、最後の拒絶理由通知後に補正ができる範囲について規定した第4項第2号が改正された。

旧第2号では、旧第36条第5項の「発明の構成に欠くことができない事項」の規定を受けて、最後の拒絶理由通知後に補正ができる範囲は、特許請求の範囲の減縮であって、「請求項に記載された補正前発明と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明の構成に欠くことができない事項の範囲内において、その補正前発明の構成に欠くことができない事項の全部又は一部を限定するもの」とされていた。

この旧第2号の下で認められる最後の拒絶理由通知後の補正の範囲は、略言すれば、補正前の請求項に記載された個々の事項の全部又は一部を限定することによる特許請求の範囲の減縮である。今回の第2号の改正は、この最後の拒絶理由通知後の補正の範囲について実質的な変更を行うものではない。

ただし、第36条第5項には、「発明を特定するために必要な事項のすべて」と規定したため、本項の規定もそれに対応したものとし、併せて補正の範囲がより明確になるよう改正した。

特許請求の範囲には「発明を特定するために必要な事項のすべて」を記載しなければならないが、本号では「発明を特定するために必要な事項」と規定し、最後の拒絶理由通知後の特許請求の範囲の補正は、特許請求の範囲の減縮であって、請求項に記載した事項「すべて」のうちの個々の事項を限定するものであることを担保した。また、補正前の発明と補正後の発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であることは、従来と同様に必要である。

なお、第4項第1号は、旧第36条第5項第2号に規定されていた「請求項」の定義が削除されたことに伴う形式的改正を行ったものである。

(2) 出願の単一性

第三十七条 以上の発明については、これらの発明が一の請求項に記載される発明（以下「特定発明」という。）とその特定発明に対し次に掲げる関係を有する発明であるときは、一の願書で特許出願をすることができる。

（第一号略）

二 その特定発明と産業上の利用分野及び請求項に記載する事項の主要部が同一である発明

（第三号以下略）

本条は、一の願書で特許出願をすることができる範囲について規定したものである。

明細書の記載要件の改正により、第36条第5項において「発明の構成に欠くことができない事項のみ」との規定が改正されたため、第2号について形式的改正を行った。

旧第2号における「構成に欠くことができない事項の主要部」とは、特許出願人が発明の構成に欠くことができない事項であるとして請求項に記載する事項の主要部をいう。改正後の第36条の下では、発明を特定するために必要と認める事項のすべてであるとして請求項に記載する事項の主要部がこれに相当するため、本項では、「請求項に記載する事項の主要部」と規定した。

【関連する実用新案法の改正】

◆第6条

実用新案法第5条第5項の改正に伴い、特許法と同様の観点から、第6条第2号を改正した。

(3) 特許の訂正ができる範囲

(訂正の審判)

第二百二十六条 (第一項から第三項まで略)

4 第一項ただし書第一号及び第二号の場合は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。

(第5項略)

本条は、特許の訂正の審判について規定したものである。

明細書の記載要件の改正により、第36条第5項において「発明の構成に欠くことができない事項」との規定が改正されたため、第4項について形式的改正を行った。

旧第3項では、特許の訂正が認められる条件として、「訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発明」が特許出願の際独立して特許を受けることができるものであることを規定していた。本条第4項では、これに相当するものとして「訂正後における特許請求の範囲に記載されている

事項により特定される発明」と規定した。

(4) その他の改正事項

◆第55条（特許異議の申立て）

第1項ただし書において、旧第36条第5項第3号が条文移動したことに伴う形式的改正を行った。

◆第123条（特許の無効の審判）

第1項第4号において、第49条第4号と同様の改正を行い、第36条第5項の規定に違反する場合を無効理由から除外した。